

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

学校法人野田学園 行動計画

本学園の両立支援制度の充実を図り、教職員が個々の能力を十分発揮できる環境の整備を推進するとともに、教職員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 内容 《次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通》

目標1 : 計画期間内に、教職員の時間外労働時間を1人当たり年300時間未満とする。

<対策>

- 令和5年4月～ 校務分掌の業務の現状把握と分析
- 令和5年6月～ 管理職からの指導により時間外労働を減少させる

目標2 : 計画期間内に、年次有給休暇及び本学園独自の有給休暇(年4日間)を合わせて取得日数を、一人当たりの平均取得日数が10日を上回るよう取得の推進を図る。

<対策>

- 令和5年4月まで 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和5年5月～ 職員会議等により年次有給休暇の10日以上取得を呼びかける

目標3 : 計画期間内に、男性教職員の育児休業の更なる促進を図るとともに、子の看護休暇の柔軟な取得についての拡充を図る。

<対策>

- 令和5年4月～ 男性教職員の育児休業や子の看護休暇のニーズを調査及び検討
- 令和5年5月～ 育児休業については、当学園の規程及び県や国の助成について周知更に徹底し、拡充した子の看護休暇の取得について周知を行う